

保医発 0305 第 9 号
令和 6 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

- 1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,224点
- (2) 4分の3冠 1,530点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 350点
 - b 複雑なもの 647点
 - ロ 5分の4冠 814点
 - ハ 全部金属冠 1,024点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 238点
 - b 複雑なもの 473点
 - ロ 4分の3冠 585点
 - ハ 5分の4冠 585点
 - ニ 全部金属冠 733点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

| | |
|---------------------------|-------|
| a 単純なもの | 24 点 |
| b 複雑なもの | 41 点 |
| ロ 5分の4冠 | 54 点 |
| ハ 全部金属冠 | 66 点 |
| (2) 小臼歯・前歯・乳歯 | |
| イ インレー | |
| a 単純なもの | 15 点 |
| b 複雑なもの | 31 点 |
| ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) | 38 点 |
| ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) | 38 点 |
| ニ 全部金属冠 | 48 点 |
| M010-2 チタン冠(1歯につき) | 66 点 |
| M010-3 接着冠(1歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| (1) 前歯 | 585 点 |
| (2) 小臼歯 | 585 点 |
| (3) 大臼歯 | 814 点 |
| 2 銀合金 | |
| (1) 前歯 | 38 点 |
| (2) 小臼歯 | 38 点 |
| (3) 大臼歯 | 54 点 |
| M010-4 根面被覆(1歯につき) | |
| 1 根面板によるもの | |
| (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) | |
| イ 大臼歯 | 350 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 238 点 |
| (2) 銀合金 | |
| イ 大臼歯 | 24 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |
| 2 レジン充填によるもの | |
| (1) 複合レジン系 | 11 点 |
| (2) グラスアイオノマー系 | |
| イ 標準型 | 8 点 |
| ロ 自動練和型 | 9 点 |
| M011 レジン前装金属冠(1歯につき) | |
| 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 | 913 点 |
| 2 銀合金を用いた場合 | 107 点 |
| M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき) | 66 点 |
| M015 非金属歯冠修復(1歯につき) | |
| 1 レジンインレー | |
| (1) 単純なもの | 29 点 |
| (2) 複雑なもの | 40 点 |
| 2 硬質レジージャケット冠 | |
| (1) 歯冠用加熱重合硬質レジン | 8 点 |
| (2) 歯冠用光重合硬質レジン | 183 点 |

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,179点

ロ 小臼歯 888点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 53点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 708点

ロ 小臼歯 888点

ハ 大臼歯 1,179点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

| | | |
|--------|--|---------|
| 1 | 局部義歯（1床につき） | |
| (1) | 1 歯から4 歯まで | 2 点 |
| (2) | 5 歯から8 歯まで | 3 点 |
| (3) | 9 歯から11 歯まで | 5 点 |
| (4) | 12 歯から14 歯まで | 7 点 |
| 2 | 総義歯（1顎につき） | 10 点 |
| M019 | 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） | |
| | [次の材料料と人工歯料との合計により算定する。] | |
| | 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） | 37 点 |
| M020 | 鑄造鉤（1個につき） | |
| 1 | 14カラット金合金 | |
| (1) | 双子鉤 | |
| | イ 大・小白歯 | 1,587 点 |
| | ロ 犬歯・小白歯 | 1,291 点 |
| (2) | 二腕鉤（レストつき） | |
| | イ 大白歯 | 1,291 点 |
| | ロ 犬歯・小白歯 | 991 点 |
| | ハ 前歯（切歯） | 763 点 |
| 2 | 金銀パラジウム合金（金12%以上） | |
| (1) | 双子鉤 | |
| | イ 大・小白歯 | 943 点 |
| | ロ 犬歯・小白歯 | 737 点 |
| (2) | 二腕鉤（レストつき） | |
| | イ 大白歯 | 647 点 |
| | ロ 犬歯・小白歯 | 563 点 |
| | ハ 前歯（切歯） | 522 点 |
| 3 | 鑄造用コバルトクロム合金 | 5 点 |
| M021 | 線鉤（1個につき） | |
| 1 | 不銹鋼及び特殊鋼 | 7 点 |
| 2 | 14カラット金合金 | |
| (1) | 双子鉤 | 756 点 |
| (2) | 二腕鉤（レストつき） | 585 点 |
| M021-2 | コンビネーション鉤（1個につき） | |
| 1 | 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) | 前歯 | 261 点 |
| (2) | 犬歯・小白歯 | 281 点 |
| (3) | 大白歯 | 323 点 |
| 2 | 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) | 前歯 | 38 点 |
| (2) | 犬歯・小白歯 | 38 点 |
| (3) | 大白歯 | 38 点 |
| M021-3 | 磁性アタッチメント（1個につき） | |
| 1 | 磁石構造体 | 777 点 |
| 2 | キーパー付き根面板 | |

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 647 点

ロ 小白歯・前歯 473 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 41 点

ロ 小白歯・前歯 31 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,511 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 100 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| (別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,224点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,530点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>350点</u> b 複雑なもの <u>647点</u> ロ 5分の4冠 <u>814点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,024点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>238点</u> b 複雑なもの <u>473点</u> ロ 4分の3冠 <u>585点</u> ハ 5分の4冠 <u>585点</u> ニ 全部金属冠 <u>733点</u> 3 銀合金 | (別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,179点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,473点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>365点</u> b 複雑なもの <u>675点</u> ロ 5分の4冠 <u>849点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,069点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>248点</u> b 複雑なもの <u>494点</u> ロ 4分の3冠 <u>610点</u> ハ 5分の4冠 <u>610点</u> ニ 全部金属冠 <u>765点</u> 3 銀合金 |

| | |
|---|---|
| (1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 <u>54点</u> ハ (略) | (1) 大白歯 イ (略) ロ 5分の4冠 <u>53点</u> ハ (略) |
| (2) (略) | (2) (略) |
| M010-2 (略) | M010-2 (略) |
| M010-3 接着冠 (1歯につき) | M010-3 接着冠 (1歯につき) |
| 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) |
| (1) 前歯 <u>585点</u> | (1) 前歯 <u>610点</u> |
| (2) 小臼歯 <u>585点</u> | (2) 小臼歯 <u>610点</u> |
| (3) 大白歯 <u>814点</u> | (3) 大白歯 <u>849点</u> |
| 2 銀合金 | 2 銀合金 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) (略) | (2) (略) |
| (3) 大白歯 <u>54点</u> | (3) 大白歯 <u>53点</u> |
| M010-4 根面被覆 (1歯につき) | M010-4 根面被覆 (1歯につき) |
| 1 根面板によるもの | 1 根面板によるもの |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) |
| イ 大白歯 <u>350点</u> | イ 大白歯 <u>365点</u> |
| ロ 小臼歯・前歯 <u>238点</u> | ロ 小臼歯・前歯 <u>248点</u> |
| (2) (略) | (2) (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) | M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) |
| 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 <u>913点</u> | 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 <u>953点</u> |
| 2 銀合金を用いた場合 <u>107点</u> | 2 銀合金を用いた場合 <u>106点</u> |
| M011-2~M016-3 (略) | M011-2~M016-3 (略) |
| M017 ポンティック (1歯につき) | M017 ポンティック (1歯につき) |
| 1 鋳造ポンティック | 1 鋳造ポンティック |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) |
| イ 大白歯 <u>1,179点</u> | イ 大白歯 <u>1,231点</u> |

| | | | |
|------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| ロ 小臼歯 | <u>888 点</u> | ロ 小臼歯 | <u>927 点</u> |
| (2) 銀合金 | | (2) 銀合金 | |
| 大白歯・小臼歯 | <u>53 点</u> | 大白歯・小臼歯 | <u>52 点</u> |
| 2 レジン前装金属ポンティック | | 2 レジン前装金属ポンティック | |
| (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 | | (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 | |
| イ 前歯 | <u>708 点</u> | イ 前歯 | <u>740 点</u> |
| ロ 小臼歯 | <u>888 点</u> | ロ 小臼歯 | <u>927 点</u> |
| ハ 大白歯 | <u>1,179 点</u> | ハ 大白歯 | <u>1,231 点</u> |
| (2) (略) | | (2) (略) | |
| M017-2～M019 (略) | | M017-2～M019 (略) | |
| M020 鑄造鉤（1 個につき） | | M020 鑄造鉤（1 個につき） | |
| 1 14 カラット金合金 | | 1 14 カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | | (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小臼歯 | <u>1,587 点</u> | イ 大・小臼歯 | <u>1,528 点</u> |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>1,291 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | <u>1,243 点</u> |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | | (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | <u>1,291 点</u> | イ 大白歯 | <u>1,243 点</u> |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>991 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | <u>954 点</u> |
| ハ 前歯（切歯） | <u>763 点</u> | ハ 前歯（切歯） | <u>735 点</u> |
| 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | | 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） | |
| (1) 双子鉤 | | (1) 双子鉤 | |
| イ 大・小臼歯 | <u>943 点</u> | イ 大・小臼歯 | <u>984 点</u> |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>737 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | <u>770 点</u> |
| (2) 二腕鉤（レストつき） | | (2) 二腕鉤（レストつき） | |
| イ 大白歯 | <u>647 点</u> | イ 大白歯 | <u>675 点</u> |
| ロ 犬歯・小臼歯 | <u>563 点</u> | ロ 犬歯・小臼歯 | <u>587 点</u> |
| ハ 前歯（切歯） | <u>522 点</u> | ハ 前歯（切歯） | <u>545 点</u> |
| 3 (略) | | 3 (略) | |
| M021 線鉤（1 個につき） | | M021 線鉤（1 個につき） | |

| | | | |
|--|----------------|--|----------------|
| 1 (略) | | 1 (略) | |
| 2 14カラット金合金 | | 2 14カラット金合金 | |
| (1) 双子鉤 | <u>756 点</u> | (1) 双子鉤 | <u>729 点</u> |
| (2) 二腕鉤 (レストつき) | <u>585 点</u> | (2) 二腕鉤 (レストつき) | <u>563 点</u> |
| M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) | | M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき) | |
| 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | | 1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 | |
| (1) 前歯 | <u>261 点</u> | (1) 前歯 | <u>272 点</u> |
| (2) 犬歯・小臼歯 | <u>281 点</u> | (2) 犬歯・小臼歯 | <u>294 点</u> |
| (3) 大臼歯 | <u>323 点</u> | (3) 大臼歯 | <u>338 点</u> |
| 2 (略) | | 2 (略) | |
| M021-3 磁性アタッチメント (1個につき) | | M021-3 磁性アタッチメント (1個につき) | |
| 1 (略) | | 1 (略) | |
| 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき)) | | 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき)) | |
| キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 | | キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | |
| イ 大臼歯 | <u>647 点</u> | イ 大臼歯 | <u>675 点</u> |
| ロ 小臼歯・前歯 | <u>473 点</u> | ロ 小臼歯・前歯 | <u>494 点</u> |
| (2) 銀合金 | | (2) 銀合金 | |
| イ (略) | | イ (略) | |
| ロ (略) | | ロ (略) | |
| (キーパー) (略) | | (キーパー) (略) | |
| M023 バー (1個につき) | | M023 バー (1個につき) | |
| 1 鑄造バー | | 1 鑄造バー | |
| (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | <u>1,511 点</u> | (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) | <u>1,577 点</u> |
| (2) (略) | | (2) (略) | |
| 2 (略) | | 2 (略) | |
| M030 (略) | | M030 (略) | |